

守口市ホームページ有料広告掲載業務委託 仕様書

広告取扱業者は契約書及びこの仕様書のほか、「守口市広告掲載要綱」を遵守しなければならない。

1 業務内容

守口市ホームページのトップページに掲載するバナー広告の原稿及び広告主からの申込書・代替テキストを下表に示す納期限の午後 5 時 30 分までに提出しなければならない。

2 業務スケジュール

原稿については、掲載月の前月の 25 日までに提出すること。

なお、広告掲載料の納付期日については、掲載月の次月の 15 日までとする。

※ ただし、期日が土日祝日の場合は、営業日前とする。

(例) ホームページへの掲載が令和 4 年 10 月分 (10 月 1 日～10 月 31 日) の場合

原稿提出期日：令和 4 年 9 月 23 日

広告掲載料の納付期日：令和 4 年 11 月 15 日

3 契約期間

契約締結日～令和 7 年 9 月 30 日

4 掲載規格及び位置等

バナー広告の大きさは、縦 60 ピクセル、横 120 ピクセルを 1 枠とする。

位置及び順序は市が指定するもの(別紙 1 参照)とし、掲載枠は月 2 1 枠以内とする。

また、同一広告主の広告は基本 1 枠とし、納品する原稿は GIF ファイル (アニメーション GIF は不可。) で容量は 4 k b 以下とする。

なお、「JISX8341-3：2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮すること。

5 広告掲載料等

広告掲載料は〇〇〇〇円(税込)とする。

なお、広告原稿に伴う制作費は広告主が負担するものとする。また、市は広告料及び制作費の金額について報告を求めることができる。

6 広告掲載の方法等

広告の内容、広告を行う業種又は事業者等については、事前に市と協議するものとし、掲載については市が審査した上で、その可否を広告取扱業者に通知するものとする。但し、掲載できない理由説明は要しないものとする。

なお、広告掲載に関して広告取扱業者に損害が発生しても、市は一切関知しないものとする。

7 納付

市への納入は広告掲載料 1 枠月〇〇〇〇円(税込)とし、その月に掲載した広告分を乗じた額を、広告取扱業者は1の業務内容で指定する広告掲載料の納付期日までに、市が指定する口座へ振り込むものとする。

8 守秘義務

広告取扱業者は広告掲載に関して、知り得た情報は他へ漏えいしたり、この業務以外に利用することはできない。

9 その他

業務に関して疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。